

# 過誤返戻依頼書

【障害福祉サービス】(介護給付費・訓練等給付費等明細書/計画相談支援給付費請求書)

【障害児通所支援】(障害児通所給付費明細書/障害児相談支援給付費請求書)

記入例

該当サービスにチェックを入れてください

どちらかにチェックを入れてください

同月過誤       通常過誤

事業所番号等を記入

事業所番号	△△△△△△△△△		
事業所名	×××××××××× 印		
担当者名	〇〇〇〇〇	電話	(□□□□)□□-□□□□

提出日 ○○ △△年△月△日

実地指導による返還や本市が特に認めた場合  
通常の請求誤りの場合

No.	支給者証番号	氏名 (障害児氏名)	サービス 提供年月	申立事由コード		申立事由等
				様式番号	理由番号	
1	2 4 2 0 4 △ △ △ △	松阪 太郎 (松阪 花子)	平成 27 年 4 月	1 0	0 2	家事援助の4/3分について、7:30~8:00のところを8:00~9:00として実績記録票を作成した事による請求誤り
2	2 4 2 0 4 × × × ×	松阪 一郎	平成 27 年 4 月	1 0	0 2	短期入所の食事提供加算を、1日分多く算定していた事による請求誤り
3			年 月			
4			年 月			
5			年 月			
6			年 月			
7	過誤返戻依頼書は、国保連合会からの支払決定額通知書等で、対象者の支払が確定したことを確認してから提出してください。					
8						
9						
10						

- ※ サービス提供実績記録票は、明細書とセットで過誤(取下げ)が行われますので、再請求の際には必ずサービス提供実績記録票も再提出してください。
- ※ 利用者負担上限額管理結果票に修正が生じる場合は、明細書の再提出に合わせて、上限管理結果票も修正を行ってください。
- ※ 通常過誤は、取り下げる明細書の受領済み額全額が過誤決定月の通常の支払額から差し引かれますので、多数の過誤処理を行う場合はご注意ください(差額調整ではありません。)
- ※ 同月過誤は、過誤の申立と同月に再請求を行い、差額調整となります。同月過誤を依頼される場合は、ご連絡ください。
- ※ 申立事由コードは右の表を参照してください。

申立事由コード		
様式番号	理由番号	
10 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)	02	請求誤りによる実績取下げ
11 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第三)	99	その他の理由による実績取下げ
12 地域相談支援給付費明細書(様式第五)		
21 計画相談支援給付費請求書(様式第四)		
30 特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書(様式第六)		
41 障害児通所給付費・入所給付費等明細書(様式第二)		
60 障害児相談支援給付費請求書(様式第三)		